

第 194 回
千葉県都市計画審議会
議 事 録

日 時 令和 3 年 7 月 15 日(木)
午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 40 分
場 所 ポートプラザちば 2 階 「ロイヤルⅡ」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員の紹介	1
5. 議長の指定	2
6. 議事録署名人の指名	2
7. 非公開議案等の審査	2
8. 議案審議	3
第1号議案～第4号議案（一括審議）	3
第5号議案	1 1
第6号議案	1 2
第7号議案	1 4
第8号議案	1 6
第9号議案	1 8
第10号議案 第11号議案（一括審議）	1 9
第12号議案	2 3
9. 閉 会	2 5

第194回千葉県都市計画審議会 議事日程

令和3年7月15日(木)

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議
第1号議案～第12号議案
- 9 閉 会

第194回千葉県都市計画審議会
 令和3年7月15日（木曜日）
 於・ポートプラザちば2階「ロイヤルⅡ」
 午後2:00～午後3:40
 出席委員 21名

第194回千葉県都市計画審議会出席委員
 (順不同敬称略)

構成	氏名	摘要
学識経験者	屋井鉄雄	都市計画・土木
	青柳俊一	経 済
	橋本都子	建 築
	鶴岡宏祥	農 業
	福士正直	都 市 経 営
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員
	河上 茂	千葉県議会議員
	小池正昭	千葉県議会議員
	守屋貴子	千葉県議会議員
	平田悦子	千葉県議会議員
	仲村秀明	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	白川俊介 (代理・野口雅人)	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長)
	幸田 淳 (代理・加藤 浩)	農林水産省関東農政局長 関東農政局農林振興部地方参事官)
	向野陽一郎 (代理・鈴木達也)	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 関東経済産業局総務部企画調査課総括係長)
	河村俊信 (代理・中村 元)	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官)
	若林伸幸 (代理・上田信也)	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所副所長)
市町村の長を 代表する者	渡辺芳邦	木 更 津 市 長
市町村議会の 議長を代表 する者	川村博章	千葉県議会議長
	岡 泉	市原市議会議長
	松野唱平	長南町議会議長

第 1 9 4 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

令 和 3 年 7 月 1 5 日 提 出

- | | |
|-----------|--|
| 第 1 号議案 | 下総都市計画区域及び大栄都市計画区域の変更について（諮問） |
| 第 2 号議案 | 下総都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに大栄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（付議） |
| 第 3 号議案 | 下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区並びに大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について（付議） |
| 第 4 号議案 | 下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更について（付議） |
| 第 5 号議案 | 成田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（付議） |
| 第 6 号議案 | 多古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（付議） |
| 第 7 号議案 | 芝山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（付議） |
| 第 8 号議案 | 横芝光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（付議） |
| 第 9 号議案 | 東金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（付議） |
| 第 1 0 号議案 | 八日市場都市計画道路の変更について（付議） |
| 第 1 1 号議案 | 旭都市計画道路の変更について（付議） |
| 第 1 2 号議案 | 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（木更津市）について（付議） |

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第194回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 初めに、高橋都市整備局長より御挨拶を申し上げます。

都市整備局長 都市整備局長の高橋でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。また、日頃より県政に多大なる御支援、御協力をいただいておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

本日の審議会は、令和3年度1回目の開催となります。会議の運営に当たりましては、昨年度の審議会と同様に、新型コロナウイルス対策として、委員の皆様方の座席の間隔を空けるとともに、間にアクリル板を立てさせていただいております。また、十分な換気、マイクにつきましても使用ごとに消毒をするなど、感染予防対策を取らせていただきますこと、御了承いただければと思います。

さて、本日の議案といたしましては、都市計画区域の統合及び都市計画区域マスタープランの変更が9議案、銚子連絡道路整備に係る都市計画道路の変更が2議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が1議案の計12議案でございます。議案等の内容につきましては後ほど担当課長等から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

簡単ですが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について御報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち21名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。

以上でございます。

4. 新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会の委員のうち、新たに御就任いただきました方を御紹介させていただきます。

初めに、県議会議員の委員として佐野様でございますけれども、まだお見えになっておりません。

続きまして、小池様でございます。

平田様でございます。

仲村様でございます。

続きまして、市町村の長を代表する委員として、千葉市長の神谷様に御就任いただきました。本日は所用により欠席されております。

続きまして、市町村議会の議長を代表する委員として、千葉市議会議長の川村様でございます。

市原市議会議長の岡様でございます。

長南町議会議長の松野様でございます。

続きまして、関係行政機関の職員の委員として、財務省関東財務局長の白川様に御就任いただきました。本日は、代理として千葉財務事務所次長の野口様に御出席いただいております。

次に、関東地方整備局長の若林様に新たに御就任いただきました。本日は、代理として千葉国道事務所副所長の上田様に御出席いただいております。

以上で、新たに御就任いただきました方の紹介を終わらせていただきます。なお、本日御出席の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

続きまして、本日の審議会には、高橋局長をはじめ議案に係る県の職員が出席しております。県の出席職員の紹介については省略させていただきます。

5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、屋井会長、よろしく願いいたします。

会 長 委員の皆様、いつもお忙しい中、どうもありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。

6. 議事録署名人の指名

会 長 初めに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

橋 本 委 員

守 屋 委 員

よろしく願いします。

7. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですけれども、本日御審議いただく案件は、都市計画区域の統合及び都市計画区域マスタープランの変更が9議案、銚子連絡道路整備に係る都市計

画道路の変更が2議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が1議案の計12議案でございます。

非公開の取扱いについては、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に非公開とすることができる規定があります。では、事務局からの提案はいかがでしょうか。どうぞ。

事務局 本審議会は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条に基づき、原則どおり公開で御審議いただきたいと考えます。

今回の第2号議案、第5号議案、第7号議案、第10号議案において、意見書の要旨に係る資料が添付されていますが、匿名にしておりますので、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する非公開案件はないとして、公開で開催することはいかがでしょうか。

会 長 ただいまの事務局提案、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございます。
それでは、異議なしということですので、進めさせていただきます。
次は傍聴です。本審議会の傍聴人はいらっしゃいますか。どうぞ。

事務局 本日は6名の方がお越しになっています。

会 長 それでは、早速ですけれども、傍聴人の方を入场させてください。
(傍聴人 入场)

会 長 それから、報道関係者の方はいらっしゃいますか。一緒に入っていますね。
(報道関係者 入场)

会 長 報道関係の方々につきましては、審議開始前に限り撮影が可能です。ただいまから写真撮影などを許可しますので、よろしくお願ひします。
(報道関係者 写真撮影等)

会 長 写真を撮影している間に、注意喚起ということで、議事に入る前に傍聴人の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました「注意事項」を読んでいただいて、その内容をお守りください。

よろしいでしょうか。それでは、写真撮影はこれまでとさせていただきます。

8. 議 案 審 議

会 長 先ほど申し上げましたが、本日御審議いただきます案件は12件でありまして、いずれも大変重要な案件でございますので、十分御審議いただきますようお願いいたします。

また、議案は、既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入りますが、事務局においては議案説明を簡潔にお願いしたいと思ひます。

第1号議案 ～ 第4号議案 (一括審議)

会 長 それでは、
第1号議案 下総都市計画区域及び大栄都市計画区域の変更について
第2号議案 下総都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに大栄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
第3号議案 下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区並びに大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について
第4号議案 下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更について
を議題といたします。

第1号議案から第4号議案までは「下総及び大栄都市計画区域の変更」に関連する議案ですので、一括して説明を行った後に、議案ごとに審議を行うことにさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、「下総及び大栄都市計画」に関する、第1号議案から第4号議案につきまして、一括して御説明いたします。

本日御審議いただく議案の変更案については、議案書のとおりとなりますが、具体的変更箇所などが分かるように、今年1月に開催しました都市計画審議会と同様に議案関係資料を作成いたしました。

第1号議案から第11号議案の説明に当たりましては、前回同様、この議案関係資料に沿って御説明させていただきます。

それでは、第1号議案、「都市計画区域の変更」です。

議案関係資料のインデックス「下総・大栄」の1ページまたはスクリーンを御覧ください。

本区域につきましては、旧下総町と旧大栄町において、それぞれ非線引きの都市計画区域が指定されております。また、旧成田市域については、富里市と栄町で構成する広域の線引き都市計画区域が指定されております。

したがいまして、平成18年に成田市と下総町、大栄町が合併したことで、成田市には線引き都市計画区域と2つの非線引き都市計画区域が指定されている状況となりました。

成田市では、人口減少や高齢化、また圏央道の整備の進展などの社会情勢の変化に対応するため、非線引きの下総都市計画区域と大栄都市計画区域において、一体的な都市づくりを進めていくこととしておりますことから、今回、都市計画区域を統合し、併せて名称を「下総大栄都市計画」とするものであります。

続いて、第2号議案になりますが、議案の説明に先立ち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」について御説明いたします。

議案関係資料の同じく「下総・大栄」の2ページまたはスクリーンを御覧ください。

前回の審議会での説明の繰り返しとなりますが、区域マスタープランにつきましては、県や政令市が決定し、一体の都市として整備、開発及び保全すべき都市計画区域を対象として、中長期的な視点に立って、都市計画の基本的な方針を定めるものです。

県の総合計画や市町村が定めるマスタープラン、また、区域区分などの具体の都市計画

との関係につきましては、資料にあります体系図のとおりとなります。

区域マスタープランには、都市計画法に基づき、資料の右側の表の太括弧で記した「都市計画の目標」など3つの項目を定めることとされております。

千葉県では、人口減少・超高齢化などの社会経済情勢の変化や広域道路ネットワークの整備の進展、災害時の安全・安心の確保、また、低炭素社会の取組などの課題に対応するため、主要な都市計画の決定の方針に、地域の特性に応じた都市づくりの基本方針を定めることとしております。

本日御審議いただく区域マスタープランにつきましては、資料の右下の表にありますとおり都市計画区域の統合や成田空港の機能強化、また、圏央道の整備の進展などを踏まえ、変更することとしております。

なお、区域マスタープランの変更に関する議案関係資料につきましては、前回の審議会と同様に、それぞれA3版1枚に取りまとめました変更の概要と、新旧対照表抜粋、それとA4版の新旧対照表の3つの資料を御用意しております。

区域マスタープランの変更箇所は、新旧対照表のアンダーラインを引いた部分となりますが、単純な文言の整理なども含んでおりますので、そうした部分の説明は省略させていただき、主な変更箇所を「変更の概要」の資料に取りまとめましたので、各議案の説明に当たりましては、この「変更の概要」の資料で御説明させていただきます。

それでは、第2号議案「下総及び大栄都市計画の区域マスタープランの変更」について御説明いたします。資料の3ページまたはスクリーンを御覧ください。

まず、変更のポイントといたしましては、都市計画区域を統合し、一体の都市として整備、開発及び保全するために方針を定める。また、平成26年7月に県が策定した「都市計画見直しの基本方針」に基づく変更や成田空港の更なる機能強化等を踏まえ、新たな土地利用の方針を位置づけるとしております。

県では、平成28年までに、この「都市計画見直しの基本方針」に基づき、県下一斉に区域マスタープランの変更を行ってまいりました。

下総及び大栄都市計画につきましては、その当時、成田空港の機能強化に関する検討が進められていたことから、区域マスタープランの変更は行いませんでした。

平成30年12月に航空機騒音対策基本方針が変更され、航空機騒音障害防止特別地区などの都市計画手続も完了いたしましたので、今回、都市計画区域の統合と併せ、区域マスタープランの変更を行うものであります。

主な変更内容といたしましては、先ほど御説明しました「都市づくりの基本方針」に、資料にあります①から④の4つの方針を新たに位置づけました。

①の「集約型都市構造に関する方針」としましては、都市機能や公共施設が立地している幹線道路沿道や滑河駅の徒歩圏域などに住宅市街地の形成を図る。また、コミュニティバスなどの活用により、公共交通ネットワークの機能強化を進め、持続可能な都市構造の形成を図るとしております。

②の「広域幹線道路に関する方針」では、圏央道などのインターチェンジ周辺において、地区計画などの活用により、成田空港との近接性を生かした物流・産業機能の計画的な誘導を進めるとしております。

また、③の「都市の防災・減災に関する方針」では、都市型水害の発生を抑制するため、

保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図るとともに、雨水排水施設の整備に努めるとし、④の「低炭素型都市づくりに関する方針」では、CO₂の吸収源となる樹林地などの自然環境の保全・維持管理に努めるとともに、公園や緑地の確保に努めるとしております。

次に、「主要用途の配置の方針」としましては、流通業務地に、圏央道のインターチェンジ近接地に開場する、参考図に旗揚げしております新生成田市場周辺に流通業務地を配置し整備を図る。また、同じく旗揚げしている下総インターチェンジ周辺では、周辺環境に配慮し計画的な産業機能の誘導を進めるとし、大栄物流団地は成田新産業パークとして、流通業務環境の拡充を図ると位置づけております。

住宅地につきましては、県道成田滑川線及び成田下総線の沿道地区において、航空機騒音障害防止特別地区に指定している地域の一部について、用途地域などの見直しを図るとしております。

ページの右側にあります「その他の変更」といたしましては、成田市都市計画マスタープラン等の見直しを踏まえ、「土地利用に関する方針」に土砂災害のおそれのある区域の安全性の確保を改めて追加するなどの変更や、都市施設の整備状況等を踏まえた時点修正を行っております。

資料の4ページまたはスクリーンを御覧ください。

ただいま御説明しました主な変更内容に関する区域マスタープランでの具体の記載につきましては、新旧対照表抜粋の赤字のとおりとなります。

続いて、第3号議案「航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更」について御説明いたします。

資料は、ページ飛びまして、A4版の新旧対照表の後ろにあります41ページのA3版の資料またはスクリーンを御覧ください。

現在、下総都市計画区域と大栄都市計画区域におきましては、右側の図面にあります赤いハッチの部分防止地区として、また、赤く塗った部分防止特別地区として定めております。

今回は、先ほどの第1号議案の「都市計画区域の統合」に伴い、都市計画の名称を「下総大栄」にするといった名称の変更のみを行うものであります。

続きまして、第4号議案「都市計画道路の変更」について御説明いたします。

第4号議案につきましても、都市計画区域の統合に伴い、既に決定しております都市計画道路について、都市計画の名称の変更を行うものであります。

県決定の対象路線は、右側の図面で赤色の枠で旗揚げした5路線で、各路線の変更内容につきましては、表の赤字の部分のとおりとなります。

なお、市決定の3路線については、市において、同時に変更手続を行っており、その変更内容は、「参考」として表の下段に記載したとおりとなります。

本議案について、4月16日から2週間、案の縦覧を行ったところ、区域マスタープランの変更に対し、1名の方から意見書の提出がありました。頂いた意見書の要旨につきましては、議案書に記載しておりますが、意見書の要旨を内容ごとに整理し、それに対する県の考え方を、本日配付いたしましたA4横の当日配付資料に取りまとめましたので、県の考え方につきましては、この資料で御説明させていただきます。

それでは、当日配付資料の1ページまたはスクリーンを御覧ください。いただいた意見の内容としましては、脱炭素の方針についてと持続可能な社会についての2項目になります。

まず、1項目め、脱炭素の方針についてです。資料2ページまたはスクリーンを御覧ください。

要旨といたしましては、「千葉県は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを宣言したが、今回の変更案は県の姿勢と相反する」「変更理由の『社会経済情勢を受け、住環境への配慮や地域振興策を含めた土地利用の変更が必要となった』などについては、脱炭素の方針と整合性がとれない」、また「成田空港機能強化を旗印に、空港周辺の森林を伐採し貴重な自然を破壊している。CO₂ゼロ宣言を放棄するばかりか、森林の大きな役割であるCO₂吸収を阻害し、温暖化に拍車をかけている」との御意見でした。

これらの意見に対する県の考え方ですが、変更案では、県が策定しました「都市計画見直しの基本方針」に基づき「低炭素型都市づくりに関する方針」を新たに位置づけております。この方針では、集約型都市構造に変換することにより、エネルギーの効率的な利用を促進し、環境負荷の少ないまちづくりと活発な都市活動を調和させることで、持続可能な都市の実現を図るとしております。

また、CO₂の吸収源となる樹林地などの自然環境の保全・維持管理や、公園や緑地の確保に努めることとしております。

千葉県が策定した成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針では、生活環境の保全のため、成田空港の建設などで失われた自然の回復の推進を図ることとしております。

資料3ページの「持続可能な社会への対応」に関する意見としましては、「変更案はSDGsに真っ向から対立させており、SDGsを無視している」「空港機能強化はとても持続可能な社会にはなり得ない」「変更案は持続可能なものとはなり得ない。再考を願う」との御意見でした。

これに対する県の考え方としましては、変更案は、公共施設などが立地している幹線道路沿道等の拠点となる地域において、住宅市街地の形成を図るとともに、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの機能強化を進め、集約型都市構造に転換することにより、持続可能な都市の実現を図るとしており、SDGsの目標の一つである住み続けられるまちづくりに対応した計画としております。

成田空港の更なる機能強化につきましては、機能強化により、空港周辺では産業振興やインフラ整備などの効果による地域の活性化が期待されており、また、生活環境の保全のため、成田空港の建設などで失われた自然の回復の推進を図ることとしております。

以上が意見書の要旨とこれに対する県の考え方となりますが、今回の変更案は、低炭素型都市づくりを目指すこととしており、また、持続可能なまちづくりを目指し、SDGsにも配慮した計画としておりますので、提出のあった意見書により都市計画の案を変更する必要はないと考えております。

以上で、第1号議案から第4号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

先ほど、議案ごとに審議と申し上げましたけれども、質疑、御意見等については第1号議案から第4号議案までが関連しますので、一括でそこまでお願いしたいと思います。

ただいま第1号議案から第4号議案についての説明が終わりました。何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

どうぞお願いします。

委員 後で説明がある第8号議案まで、今の説明でもあったように、大前提になって、マスタープランの変更がここまで遅れたのは、成田空港の更なる機能強化、その審議があったからだというお話がありました。

それで、一つ一つの議案に入る前に、成田空港の更なる機能強化策が2018年に四者協議で確認書が交わされて、その年の暮れに基本方針が改定されているのです。もう既に3年たっているのですが、そのポイントについて、現状どうなっているのかというのを質問したいのですが、会長、よろしいでしょうか。

会長 はい。

委員 では、幾つかまとめて聞いてしまいます。成田空港の更なる機能強化は、私が見るところポイントは3つだと思います。

1つ目は滑走路の増設・延伸、2つ目は年間発着枠の拡大、そして3つ目は飛行時間の延長、いわゆる夜間飛行制限の緩和、これらに絡んで、まず1点目なのですが、2055年に年間発着枠55万回とするということなのですが、直近の旅客数、直近の発着回数はどうなっているのか、分かればお示ししたいと思います。

2つ目に、2019年の11月から、A滑走路については朝6時から深夜の0時まで運航して、0時から0時30分まではいわゆる弾力的な運用ということが行われています。この間、0時から0時30分まで、弾力的な運用による発着回数はどの程度だったのか、分かればお示ししたいと思います。

3つ目が、飛行運航時間の延長に絡んで、同じような羽田空港の飛行時間は現状どうなっているのか、お示ししたいと思います。

4つ目が成田空港の更なる機能強化、基本方針が決定されてからもう既に3年近くがたつのですが、この合意以降、住居移転を希望されている方は何人ぐらいいるのか。それから、このとき示された寝室の窓を二重窓にするというのでどの程度申込みがあったのか、お示ししたいと思います。

5つ目には、滑走路の延伸、それからC滑走路増設なのですが、それぞれ現状で建設費はどのぐらい想定しているのかというのをお示してください。

最後、6点目なのですが、この間、約200回の住民説明を行い、延べ1万人に説明を行ったと言われているのですが、住民の納得と合意は得られたという認識なのかどうか。得られたという認識であれば、どういう根拠で判断をしたのか、お示しいただければと思います。

以上です。

会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。これまでの経緯ということもあるけれども、現状ということでお答えいただければと思います。

事務局 それでは、まず直近の旅客数ですが、成田国際空港株式会社が公表しております空港

の運用状況によりますと、令和2年の国際線・国内線を合わせた旅客数は1,050万人となっております。直近の実績ですが、2021年4月の旅客数は前年比約2.5倍、5月には3.7倍というように増加している状況です。

発着回数につきましても、令和2年の回数につきましては、国際線・国内線を合わせて約13万回という数字が公表されております。

弾力的な運用の件数ですが、2019年11月から今年6月までの間、24時以降、弾力的な運用は、悪天候や急病人の発生により計5件が発生しているとのことです。

羽田空港の飛行運用時間ですが、現在、羽田空港については24時間運用となっております。

更なる機能強化に関する合意以降、住居移転の希望者は何人か、また、内窓設置工事のことだと思いますが、寝室の二重化の申込みはどうかとのことですが、空港会社からは、移転の希望者は把握していないとのことです。ただ、騒特法の防止特別地区における移転補償の前提となる概算補償額の算定などの調査への申込みについては、400件を超過申込みがあるということを知っております。また、寝室の内窓工事につきましては、今年6月時点で1,500件以上の申請があったと聞いております。

B滑走路の延伸とC滑走路増設を含む建設費ですが、増設を含む更なる機能強化の事業費は約5,000億円と聞いております。

最後、200回の説明会で住民の納得と合意は得られたとの判断かという御質問だと思いますが、空港周辺市町では、地元の声を踏まえて、提示された夜間飛行制限の変更や騒音対策の充実などについて各市町の議会へ説明した上で、更なる機能強化を受け入れることとして四者協議がなされました。

こういったことを受けて、都市計画としましても手続を進め、昨年4月に航空機騒音障害防止地区などの変更を行ったものです。

以上です。

会 長 いかがでしょうか。どうぞ。

委 員 200回の説明会についてなのですが、今、説明をしたという報告なのですが、それで四者協議の中で住民の理解は得られたというふうに判断をしているのかどうか。しているとすれば、その根拠は何なのか。

例えば私のところに来た資料では、成田空港から郷土とくらしを守る会が2019年度、100人を超えるいわゆるL d e n 62デシベル、L d e n 66デシベルあるいは谷間、その住民の方からアンケートを取って、睡眠不足をいつも感じるが12%、感じることもあるが66%、合計78%になっているのです。それから、夜間飛行制限の緩和、いわゆる深夜12時過ぎまで飛ばすのはやめてほしいというのが7割になっているのです。ですから、その辺のところはどう判断をしたのか、分かればお示しいただきたいと思っております。

会 長 いかがでしょうか。

事務局 どうやって判断というところですが、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、各市町の議会へ説明した上で、四者協議で合意がなされたというところでありまして、都市計画としましても、そういったことを受けまして、昨年、令和2年4月に都市計画の手続を終えております。

以上です。

会 長 いかがでしょうか。どうぞ。

委 員 最後にしますが、質問ではありません。

やはり住民は納得していない。特に防止地区と防止特別地区の拡大によって、さらに住民に犠牲が強いられるという現状を見たときに、この成田空港の更なる機能強化に私は反対でありますし、残念ですが今回の議案は賛成することができないということを申し上げて終わります。

会 長 どうもありがとうございました。

ほかに何か御意見はございますか。

場をつなぐわけではないのですけれども、本件、成田空港に関しては、今、お話がありましたように防止地区の決定を昨年、この審議会の中でも議論させていただきました。それから、そもそも国が基本方針を改定、確定して、あるいはその前提となって空港会社が将来の計画を示しながら地域と話し合いを始めてきたという長い経緯が今回の件についてはありますので、今日はその経緯を踏まえた上での区域マスの審議ということでございます。一言だけコメントさせていただきましたけれども、今日は区域マスの審議ということでお願いしたいと思います。

御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、特段御意見がないようでしたら、採決のほうに入らせていただきます。

第1号議案を原案に異議のない旨答申することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長 どうもありがとうございました。賛成多数ということになります。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案について原案に異議ない旨答申することに決定します。

続けて、第2号議案を原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長 どうもありがとうございました。賛成多数です。

よって、これも「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第2号議案を原案どおり可決することにいたします。

次に、第3号議案を原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 どうもありがとうございました。賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第3号議案を原案どおり可決することに決定します。

続けて、第4号議案を原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 ありがとうございました。賛成多数です。

よって、本件についても「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第4号議案を原案どおり可決することに決定いたします。

どうもありがとうございました。

第5号議案

会 長 それでは、続けて、

第5号議案 成田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

を議題といたしますので、事務局から御説明をよろしく申し上げます。

事務局 これから御説明いたします第5号議案の「成田」から第8号議案の「横芝光」の4議案につきましては、成田空港の更なる機能強化等の社会情勢の変化を踏まえ、区域マスタープランの変更を行うものであります。

それでは、第5号議案「成田都市計画の区域マスタープランの変更」について、御説明いたします。

議案関係資料、インデックス「成田」の1ページまたはスクリーンを御覧ください。

まず、変更のポイントは、成田空港の更なる機能強化等を踏まえた新たな土地利用の方針の位置づけとなります。

主な変更内容といたしましては、主要用途の配置の方針にあります流通業務地に、圏央道のインターチェンジ周辺の新生成田市場や、その周辺の右側の参考図では、青で旗揚げしております天神峰地区や東峰地区、また、富里インターチェンジ周辺の新木戸地区に流通業務地を配置し整備を図るとしてあります。

既成の住宅地としましては、航空機騒音障害防止地区に指定している緑色で旗揚げした久住中央地区の東側一帯について、現状の生活環境に配慮し、住環境の保全に努めるとしてあり、新規の住宅地としましては、新たな住宅需要に対応するため吉倉周辺地区や安食駅南側地区、そして葉山地区などにつきまして、良好な環境を有した住宅地として配置し、整備を図るとしてあります。

また、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針には、先ほどの吉倉周辺地区に加え、東和田南部地区を新たに位置づけ、スマートインターチェンジの設置に合わせて、土地区画整理事業等により、産業機能の計画的な誘導を図るとしてあります。

そのほかの変更といたしましては、成田市や富里市の都市計画マスタープラン等の見直しを踏まえ、大学病院周辺への医療関連産業の集積に関する方針や、富里市に隣接します酒々井インターチェンジ周辺への産業系施設の誘導に関する方針を位置づけるなどの変更や、都市施設の整備状況等を踏まえた時点修正を行っております。

主な変更内容に関する区域マスタープランでの具体の記載につきましては、資料2ページにあります新旧対照表抜粋の赤字のとおりとなります。

本議案について、4月16日から2週間、案の縦覧を行ったところ、1名の方から意見書の提出がありました。

当日配付資料の4ページまたはスクリーンを御覧ください。

意見書は、下総大栄に意見書を出された方と同じ方から提出されたものになります。

意見の内容につきましても、下総大栄と同じ脱炭素の方針と持続可能な社会に関するもので、資料5ページ、6ページにありますとおり、意見書の要旨もほぼ同様となっております。

したがいまして、県の考え方につきましても下総大栄と同様となりますので、繰り返しの説明は割愛させていただきますが、同様に提出のあった意見書により都市計画の案を変更する必要はないと考えております。

以上で、第5号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの第5号議案について、何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

委 員 マスタープランの13ページなのですが、「居住環境の改善又は維持に関する方針」のところで、航空機騒音障害防止特別地区の拡大に伴い集団で移転を希望する住民のためにとあるのですが、この拡大される戸数と、現在移転を希望されている方は何人ぐらいいるのでしょうか。

会 長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

事務局 拡大されたところの戸数はどの程度かということと、移転希望数ですが、昨年4月に既に変更しております防止地区、防止特別地区のエリア拡大に伴いまして、防止地区に新たに入った住宅は約360戸、防止特別地区では約550戸となります。また、移転希望者につきまして空港会社に確認したところ、把握していないということです。

以上です。

会 長 よろしいですか。

どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

特段御意見がなければ、先ほどの区域マスと同じエリアの地域の区域マスの変更でありました。

それでは、採決いたします。

第5号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第5号議案を原案どおり可決することに決定します。

どうもありがとうございました。

第6号議案

会 長 それでは、続けて、

第6号議案 多古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第6号議案「多古都市計画の区域マスタープランの変更」について、御説明いたします。

議案関係資料、インデックス「多古」の1ページまたはスクリーンを御覧ください。

まず、変更のポイントは、多古につきましても、成田空港の更なる機能強化等を踏まえた新たな土地利用の位置づけとなります。

主な変更内容といたしましては、主要用途の配置の方針に、機能強化に伴い移転される方々などに対応するため、図面に青で旗揚げしております飯笹地区の鷹ノ巣に、住宅地を周辺環境に配慮し計画的に整備するとともに、生活利便性の向上を図るための商業施設の立地や産業機能の誘致を進めるとした方針を新たに位置づけ、併せて市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針につきましても、新たに飯笹地区を位置づけております。

また、主要な幹線道路沿いで利便性の高い、仮称国道296号インターチェンジ周辺などにおきましても、周辺環境に配慮し、計画的に産業機能の誘致を進めるとしております。

そのほかの変更といたしましては、多古町都市計画マスタープラン等の見直しを踏まえ、遊休農地の活用などの考えを追加するなどの変更や、都市施設の整備状況等を踏まえた時点修正を行っております。

主な変更内容の新旧対照につきましても、資料2ページのとおりとなります。

最後に、本議案について4月16日から2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、第6号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 ただいま第6号議案について説明が終わりました。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

委 員 多古町のマスタープランの7ページ目、先ほどと同様の質問になりますけれども、成田国際空港周辺の土地利用に関する対応方針のところ、防止地区と防止特別地区を定めることによってなっていますが、町として新たに加わる戸数をお示しいただければと思います。お願いします。

会 長 いかがでしょうか。

事務局 こちらについても、令和2年4月に既に変更しておりますけれども、新たに防止特別地区に入った戸数は約200戸となります。防止地区に入った住宅はありません。

会 長 いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかに何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。

第6号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第6号議案を原案どおり可決することに決定します。

第7号議案

会 長 それでは、続けて、

第7号議案 芝山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

であります。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第7号議案「芝山都市計画の区域マスタープランの変更」について、御説明いたします。

議案関係資料、インデックス「芝山」の1ページまたはスクリーンを御覧ください。

変更のポイントは、芝山につきましても、成田空港の更なる機能強化等を踏まえた新たな土地利用の位置づけとなります。

主な変更内容といたしましては、主要用途の配置の方針にあります商業地に、参考図に緑色で旗揚げした千代田地区について、空港の近接性や鉄道駅を有する交通拠点としての特性を生かし、生活拠点や交流拠点としての核となる商業地とするとしております。

工業地・流通業務地には、空港や圏央道のインターチェンジに近接する国道296号や主要地方道成田松尾線の周辺地域において交通便利性を生かし、新たな産業系土地利用の計画的な誘導を図るとしております。

また、住宅地につきましても、緑色で旗揚げしました小池地区や千代田地区、そして川津場地区に、機能強化に伴う移転対象者や空港関連就業者などのための新たな居住地として整備促進を図るとしております。

そのほかの変更といたしましては、芝山町都市計画マスタープラン等の見直しを踏まえ、緑の配置の方針に田園地域の景観に関する方針を位置づけるといった変更や、都市施設の整備状況等を踏まえた時点修正を行っております。

主な変更内容の新旧対照につきましても、資料2ページのとおりとなります。

本議案について、4月16日から2週間、案の縦覧を行ったところ、1名の方から意見書の提出がありました。

それでは、当日配付資料の7ページまたはスクリーンを御覧ください。

いただいた意見の内容としましては、成田空港の機能強化についてと温暖化についての2項目になります。

まず1項目め、資料8ページの成田空港の機能強化についてです。要旨といたしましては、「2019年10月の台風被害では、農業被害だけでなく利根川流域等で越水被害があり、印旛沼周辺でも冠水が起こった。成田空港は下流河川の改修がされないまま拡張される計画である。立ち直れないぐらい甚大な被害が出る」。また、「3,000ヘクタールの耕地を失い、大気汚染や水没被害を拡大し、食料生産量を減らす。また、精神障害者などを増やし、経済減速による雇用を減らす。空港拡大の必要は全くない」「機能強化の説明では、県と自治体と住民代表と空港会社の合意で決定されたと説明されたが住民代表とはいったい誰なのか。説明会は日時や会場も公表されない会議で、内容さえ公表されなかった、SDGs とかけ離れた政治で決定されたものであった」との御意見でした。

これらの意見に対する県の考え方ですが、まず、河川改修などに関しましては、四者協議会で策定された実施プランでは、空港周辺の治水安全度の向上を図るため、空港拡張区域の雨水について、河川への流出抑制対策を実施し、空港周辺地域の河川については、必要な河川改修や適切な維持管理を実施するとしております。

空港拡大の必要性に関しましては、更なる機能強化により、空港周辺では、最大6.4万人の雇用創出が見込まれるとともに、産業振興やインフラ整備などの効果による地域の活性化が期待されております。

また、説明会に関しましては、芝山町で開催した機能強化に係る住民説明会では、事前に町内会への回覧や広報誌などによって住民の方へ周知を行い、広く参加を呼びかけており、説明会の結果につきましても町のホームページで公表しております。

資料9ページの温暖化に関する意見としましては、「私が自宅で記録している温度表から温暖化は戻れない状況になっている。次の世代以降も生き残れる状況を作って欲しい」との御意見でした。

これに対する県の考え方としましては、変更案は、平成28年に「低炭素型都市づくりに関する方針」を既に位置づけており、コンパクトな集約型都市構造の形成と公共交通の充実・利用促進を図り、また、緑豊かな環境の保全と緑の創出、地球温暖化防止の意識向上や省エネルギー化を促進することで、持続可能なまちづくりを目指しております。

以上が意見書の要旨とこれに関する県の考え方となりますが、水災害に対しましては、実施プランにおいて河川改修などの取組が位置づけられており、また、変更案は温暖化についても配慮した計画としておりますので、提出のあった意見書により都市計画の案を変更する必要はないと考えております。

以上で、第7号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

ただいまの第7号議案について、何か御質問、御意見はございますでしょうか。
どうぞ。

委 員 マスタープランの2ページ目の上のほうに書いてあるのですが、成田空港の更なる機能強化により航空機の著しい騒音が及ぶことになる地域が区域全体の約4割を占めているというので、これを読んで本当に驚いたのですけれども、この4割のところ対象になる戸数、現在暮らしている方はどのぐらいなのかというのと、そこにいる方々の声はどのように受け止めているのかというのをお示しいただきたいと思えます。

2つ目は、今日配付いただいた資料で、意見書に対する県の考え方のところで、1の②、移転希望者への農地の代替もなくと書いてあるのですが、これは事実なのかどうか。これに対する回答は全くされていないのです。それから、住民の代表とは一体誰なのかという質問もあるので、県の考え方には示されていないので、その辺のところをもうちょっと詳しく説明をいただければと思えます。

以上です。

会 長 いかがでしょうか。

事務局 それでは、まず新たに地域の対象となった戸数ですが、芝山につきましても既に都市計画は変更しておりまして、新たに防止地区に入る住宅については約200戸となっております。

ます。新たに防止地区に入る住宅はありません。

あと、住民の声、意見はどのようなものであったのかというところにつきましては、まず、機能強化に関する住民説明会の中では、夜間飛行制限の緩和の懸念や内窓設置の防音効果等について意見があったと記録があります。今回の区域マスタープランの変更にあたっては、先ほど御説明しましたとおり、1件の意見がありました。

防止地区の変更が行われて以降、令和2年4月以降、町のほうでは移転等の補償の説明会等を行っておりまして、その中では、移転代替地における道路整備や住環境について、また補償額、上下水道の維持管理等についての意見があったとのことでした。

農地の代替につきましては、まず、家屋と農地が一体とみなせるものについては移転補償の対象となっております。

あと、住民代表と意見書にはあるのですが、代表というわけではなく、先ほど御説明しましたように広く周知を図りまして、住民の皆さんが参加できるような形で説明会を開催しております。

以上になります。

会 長 いかがでしょうか。どうぞ。

委 員 対象戸数は分かりました。

確認したいのですが、ここの意見書で言われているように、移転希望者への農地の代替もないというように言い切っているのですけれども、こういう事実はないということなのですね。確認をします。

会 長 改めてよろしくお願ひします。

事務局 繰り返しになってしまいますが、家屋と農地を一体とみなせるものについては補償の対象となっております。

以上です。

会 長 よろしいですか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第7号議案の採決に入りたいと思います。

第7号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 ありがとうございます。賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第7号議案を原案どおり可決することに決定いたします。

第8号議案

会 長 続けて、

第8号議案 横芝光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

を議題とします。

事務局から説明をよろしくお願ひします。

事務局 それでは、第8号議案「横芝光都市計画の区域マスタープランの変更」について御説

明いたします。

議案関係資料、インデックス「横芝光」の1ページまたはスクリーンを御覧ください。

変更のポイントは、横芝光につきましても、成田空港の更なる機能強化等を踏まえた新たな土地利用の方針の位置づけとなります。

主な変更内容といたしましては、主要用途の配置の方針にあります商業・業務地や工業地に、参考図に青で旗揚げした銚子連絡道路の横芝光インターチェンジ周辺地区や沿岸地区について新たに記載しております。

まず、横芝光インターチェンジ周辺では、複合拠点として地域の特性を踏まえた商業施設などの集積や、周辺環境と調和した工業系の土地利用を図るとしております。

沿岸地区では、未利用の公有地を活用し、観光振興、雇用促進、経済発展のための土地利用を図るとしております。

また、航空機騒音障害防止地区に指定している住宅地については、現状の生活環境に配慮し、住環境の保全に努めるとしております。

交通施設の都市計画の決定の方針では、銚子連絡道路について、早期整備の促進を位置づけております。

そのほかの変更といたしましては、横芝光町の総合計画等の見直しを踏まえ、観光振興に関する変更や、都市施設の整備状況等を踏まえた時点修正を行っております。

主な変更内容の新旧対照につきましては、資料2ページのとおりとなります。

最後に、本議案について4月16日から2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、第8号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 　　ただいま第8号議案について説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

委 員 　　横芝光町については、昨年の成田空港の更なる機能強化のところで議論をして、そのときに町の世帯の4割以上が騒音コンターのエリアに入ると、騒音被害にさらされるということが明らかになって、横芝の駅がすっぽり入ってしまうのです。現在、ここ3年ぐらいたって、移転を希望しているのはどのぐらいの世帯になっているのでしょうか。

それから、マスタープランの中で、航空機による騒音障害の防止に配慮した適正かつ合理的な土地利用に努めるというのは、防止特別地区の方々に移転をしていただいて、その移転をした後の土地を有効活用しようという意図も含めてここに書かれているのかどうか、その辺のところをお示してください。

会 長 　　いかがでしょうか。

事務局 　　まず、移転の希望者について空港会社に確認しましたところ、把握はしていないということです。

あと、区域マスタープランの中にあります騒音障害の防止に配慮した適正かつ合理的な土地利用に努めるといった内容につきまして、都市計画としましては、防止地区において用途地域の変更を検討していこうというところでもあります。

以上です。

会 長 いかがでしょうか。よろしいですか。
ほかはいかがでしょうか。何かありますか。よろしいですか。
それでは、採決に入りたいと思います。
第8号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長 ありがとうございます。賛成多数です。
よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第8号議案を原案どおり可決することに決定いたします。

第9号議案

会 長 続けて、
第9号議案 東金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第9号議案「東金都市計画の区域マスタープランの変更」について、御説明いたします。

議案関係資料、インデックス「東金」の1ページまたはスクリーンを御覧ください。

まず、変更のポイントにつきましては、圏央道の整備の進展による道路ネットワークの充実等を踏まえ、インターチェンジ周辺に新たな産業拠点を位置づけるとしております。

主な変更内容といたしましては、都市づくりの基本方針の広域幹線道路に関する方針に、圏央道や千葉東金道路など、広域幹線道路網の結節点としての優位性を生かし、東金インターチェンジ周辺や東金九十九里有料道路のインターチェンジ周辺に企業を誘致し、地域の活性化を図るとしております。

また、主要用途の配置の方針にあります工業地につきましても、参考図に青で旗揚げした東金インターチェンジ周辺地区について、千葉東テクノグリーンパークを中心とした周辺に、交通便利性を生かし、研究開発施設や物流施設などの集積を図るとしております。

交通施設の都市計画の決定の方針では、圏央道のスマートインターチェンジの設置の実現に向けた取組を進め、ネットワークの機能のさらなる向上を図るとしております。

そのほかの変更といたしましては、東金市都市計画マスタープラン等の見直しを踏まえ、田園環境の保全に関する方針の変更や、おおむね10年以内に整備を予定するごみ処理施設として仮称環境クリーンセンターを新たに位置づけております。

主な変更内容の新旧対照につきましては、資料2ページのとおりとなります。

最後に、本議案について4月16日から2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、第9号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対して、何か御意見、御質問はございますでしょうか。どうぞ。
委員 マスタープランの中で、圏央道のスマートインターチェンジの設置の実現とあるのですが、これは具体的にどのぐらいまで話が進んでいるのか。

それから、このマスタープランの中に書いてある千葉東テクノグリーンパーク、工業団地で企業の集積を図るといことなのですが、現在の進出企業と就業者数が分かれば教えていただきたい。プラス、地元の雇用がどのぐらいになっているのかというのが分かれば、示していただければと思います。

以上です。

会長 いかがでしょうか。

事務局 スマートインターチェンジの設置の具体の検討状況ですが、東金市では今年3月に策定した都市計画マスタープランにスマートインターチェンジの整備推進について位置づけたところです。今後は東金市が関係機関や地元とも協議を進め、設置の実現に向けた取組を進めていくことになるといった状況になります。

それと、千葉東テクノグリーンパークにつきましては、現在36社が立地しておりまして、2,000名を越す方々が働いているところになります。そのうち東金市内の市民の方の雇用については、500人を越す方が働いているとのこと。

以上です。

会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに何か御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。

第9号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第9号議案を原案どおり可決することに決定します。

第10号議案 第11号議案 (一括審議)

会長 それでは、次に

第10号議案 八日市場都市計画道路の変更について

第11号議案 旭都市計画道路の変更について

を議題といたします。

第10号議案、第11号議案の2つの議案は、いずれも銚子連絡道路に関連する議案でありますので、これら2つの都市計画道路の変更について、一括で説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、第10号議案及び第11号議案の「銚子連絡道路」について、一括して御説明いたします。

まず、最初に銚子連絡道路の概要について御説明させていただきます。議案関係資料、

インデックス「銚子連絡道路」の1ページまたはスクリーンを御覧ください。

銚子連絡道路は、圏央道松尾横芝インターチェンジから、横芝光町、匝瑳市、旭市を通り、銚子市に至る延長約30キロの地域高規格道路になります。

銚子連絡道路につきましては、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格となり、高規格幹線道路である圏央道と一体となって機能し、地域間相互の連携・交流の促進、国道126号の渋滞緩和、物流の効率化など当該地域の活性化や利便性の向上に資する道路であります。

全体図を御覧ください。これまで圏央道と接続する西側から順次整備を進めてきており、1期区間となる松尾横芝インターチェンジから横芝光インターチェンジまでの約6キロを平成18年3月に供用し、それに続く、図面では黒い点線で示しております2期区間の約5キロにつきましては、令和5年度の開通を目指し、整備を進めているところです。

今回は、赤線で示した延長約13キロの事業化に向け、都市計画決定を行うものであります。

位置図につきましては、八日市場都市計画と旭都市計画を取りまとめたものになります。

八日市場都市計画につきましては、都市計画道路の名称を3・6・9号銚子連絡道路線とし、位置図に「変更」と記載しております既に都市計画決定している箇所を含め、延長約8,710メートル、2車線で幅員9.5メートルの道路としております。

また、旭都市計画では、名称を3・6・20号銚子連絡道路線とし、延長約7,700メートル、こちらも同様に幅員9.5メートルの2車線道路としております。

インターチェンジにつきましては、銚子連絡道路と交差する県道などの幹線道路や工業団地、病院などのアクセスを考慮し、図面の赤丸の位置に新たに4か所設置する計画としております。

右から2つ目のインターチェンジで北に延びている赤の白抜きの路線は、あさひ鎌数工業団地へのアクセス等を考慮し、今回、旭市において同時に手続を進めている市決定の都市計画道路、谷丁場遊正線になります。

資料2ページは標準横断図となります。

銚子連絡道路は地域高規格道路であることから、歩道は本線車道と分離する計画としており、図面にありますとおり、車道を片側3.5メートルとし、路肩を含め、全体で幅員9.5メートルを都市計画の範囲と決定することとしております。

ページの下側の表は、付議書にあります計画書を取りまとめたもので、それぞれの路線名や延長、構造形式、車線の数、幅員などを記載し、これらを都市計画に定めます。

構造形式につきましては、かさ上げ式と地表式としており、それぞれの延長を構造形式の内訳として記載しております。

また、幅員の欄の51.1メートルなどにつきましては、インターチェンジ箇所の幅員になります。

資料3ページを御覧ください。図面左下の横芝光都市計画との区域界が八日市場都市計画道路の起点部になります。

図面にあります黄色に着色した部分は、既に事業に着手している2期区間の範囲であり、地元の方々との協議により、トラクターなどの農耕車が安全に横断できるよう、構造形式を地表式からかさ上げ式に変更することとしており、これに伴い線形が変更となることか

ら、図面の黄色の部分廃止し、赤の部分追加するといった変更を行います。

資料4ページ以降の新たに事業化する区間につきましては、既存の集落や農地などへの影響を考慮した線形とし、図面の赤色に着色した箇所を新たに都市計画に定めます。

資料4ページと5ページが八日市場都市計画道路の計画図で、資料6ページが旭都市計画道路の起点部分となります。

6ページの中央にあります54.6などと記載している部分がインターチェンジの箇所であり、そこから北側に延びている赤の白抜きで記載している路線が、先ほど御説明しました市決定の都市計画道路となります。

また、資料7ページの右側が、国道126号飯岡バイパスとの接続箇所、旭都市計画道路の終点部となります。

これらの議案について、4月16日から2週間、案の縦覧を行ったところ、八日市場都市計画に対し、2名の方から意見書の提出がありました。

当日配付資料の10ページまたはスクリーンを御覧ください。

いただいた御意見につきましては、2名とも事業実施時における補償に関するものでした。

資料11ページにあります要旨といたしましては、「不安定な時代に勝手に移転を強要しておきながら、木造の建物を減価償却価格で買い取り、不足額は貯金から出してくださいというのは正当な補償ではない」「日本国憲法に違反すると判断する」。また、「立ち退きによって営業を止めることはできない。あらかじめ、土地や建物などを整えた上で、移転を行い、すぐに営業できるような形での補償を求める」といった御意見でした。

これに対する県の考え方としましては、公共事業の実施にあたりましては、家屋移転などが生じる場合、移転補償や営業補償など、適正な補償を行うこととしております。

補償の方法や金額につきましては、都市計画の手続が完了し、事業着手した後、測量や建物等の調査を行い、県の損失補償基準に基づき提示することになります。

地権者の方に対しましては、事業や補償について、御理解いただけるよう、丁寧な説明を行ってまいります。

以上が意見書の要旨とこれに対する県の考え方となりますが、意見書の内容は、変更案に反対するものではなく、あくまで補償内容に関するものですので、提出のあった意見書により都市計画の案を変更する必要はないと考えております。

以上で、第10号議案及び第11号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 　ただいま第10号議案、第11号議案の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございますでしょうか。どうぞ。

委 員 　1つ、今回対象になっている延長13キロメートルの中で、移転対象となるのは何件ぐらいあるのか。その方々で、納得と合意が得られている戸数、件数はどの程度と踏んでいるのか。

それから、今、説明があった意見書に対する県の考えなのですが、都市計画の手続が完了し、事業着手した後というのが説明なのですが、この意見の要旨は明らかに金額が提示されているのではないですか。それに対する不服申立てのような内容の意見書になっているのですが、そういう事実はないのですか。確認をしたいと思います。

会 長 いかがでしょうか。

事務局 今回の都市計画によって移転対象になる件数ですが、家屋数についてはあくまで図面上で数えた戸数となりますが、およそ50戸程度の家屋が移転対象となります。

あと、合意が得られた戸数はどの程度かというところにつきましては、道路の整備にあたりましては、これまで説明会を8回実施してきておりまして、その中で道路の必要性や整備効果について説明をしております。移転に対する補償につきましては、先ほど意見に対する考え方の中でも御説明しましたとおり、具体的補償の方法や金額については、都市計画の手続が完了し、事業着手した後、測量等を行った上で基準に基づいて提示し、地権者の方々に御協力いただくこととなりますので、合意をいただいたということについての戸数については、まだこれからということになります。

意見書の中で、内容的に金額を提示しているのではないかということにつきましては、事業の説明はこれまでも行ってきておりますけれども、これから調査を行いますので、金額を提示したという事実はありません。

以上です。

会 長 どうぞ。

委 員 対象になるのは八日市場で11件、旭で43件と聞いているのですけれども、この意見書を見る限りでは、やはり移転対象になる住民は納得していないのではないかと私は思います。県の公共事業に伴う損失補償基準に沿って移転補償がされるというのは分かるのですけれども、基準は移転を余儀なくされる方々の生活再建ができることが基準になるべきだろうと思いますので、今回、住民の合意が得られていない案件には反対せざるを得ないと思います。

以上です。

会 長 ほかに何か御意見はございますでしょうか。

私から一言よろしいですか。今の御意見もそうなのですけれども、言うまでもなく都計審では、個々の事業がこの都計審に持ち込まれるまでのプロセスについて全て把握できているわけではありません。ただ、この審議会で決定すべきことは都市計画になりますから、その決定に持ち込まれたところまでの地域で行われている手続について、一定程度説明をしていただけると、今のような議論を省略して、より速やかな審議になると思うのです。ほかの審議会なんかでもそういうことをお願いしてやっていたりしますけれども、最近そういうことを言うのを私も忘れていたと思いますので、今後できるだけその辺りについて簡潔なスライドを用意していただいて、地域の方々の合意も得られているということがしっかりと伝わるような形でないと、最後に出てきた意見書だけで我々は審議しなければいけないということになりますので、ぜひその辺りはバランスの取れた審議ができるように、従前のプロセスについては一定の説明ができるようにしていただければありがたいと思います。加えておきます。

それでは、戻ります。第10号議案と第11号議案は、銚子連絡道路に関連する議案として、一括で採決いたします。

第10号議案から第11号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長 ありがとうございます。賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第10号議案、第11号議案を原案どおり可決することに決定します。

第12号議案

会 長 それでは、続けて、

第12号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（木更津市）について

を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

木更津市 議案の説明に先立ちまして、本日、御審議いただきます第12号議案の建築基準法第51条ただし書の規定による許可制度について、御説明させていただきます。

都市計画区域内では、「卸売市場・火葬場・ごみ焼却場・産業廃棄物処理施設」などの周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがある施設については、建築基準法により、原則、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならないと規定されております。

ただし、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合には、例外的に新築し、又は増築することができる」とされております。

この案件は、民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設で、都市計画決定されるものではないため、この千葉県都市計画審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障がないかを御審議いただくこととなります。

第12号議案について説明いたします。

それでは、議案書の1ページまたはスクリーンを御覧ください。

施設の設置者は、ジャパンクリーンテック株式会社、代表取締役、杉田昭義です。

敷地の位置は、木更津市潮浜1丁目に位置しております。

敷地の面積は4,128.65平米で、市街化区域で工業地域となっております。

続いて、2ページの計画概要書を御覧ください。施設の種類は既設の産業廃棄物処理施設で、許可対象施設は破碎施設2基となります。

それぞれの処理品目及び処理能力は記載のとおりでございます。

新設する廃プラスチック類の破碎施設の処理能力が6トンを超えることから、許可が必要になるものです。なお、既存の廃プラスチック類切断施設は撤去いたします。

また、瓦礫類の破碎施設については、既に設置されているものを引き続き使用する計画となっております。

次に、3ページの位置図を御覧ください。

敷地はJR木更津駅から西へ2.5キロメートルで、工業地域に位置し、また、臨港地区にも指定されております。

周辺には、都市計画上支障となるような都市施設や学校、病院等はありません。

次に、4ページの計画図を御覧ください。

搬入経路は、幅員24メートルの港湾道路で、建築基準法第42条第1項第5号の道路です。

1日当たりの搬出入車両は最大55台となっており、今回の発生交通量による主な搬出入経路に対する影響については、支障ないと考えております。

次に、5ページの議案概要を御覧ください。

中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、施設計画の妥当性について審査を行い、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

次に、6ページの配置図を御覧ください。

赤枠部分が対象地の建物で2棟あり、破碎施設を設置する工場棟と管理棟があります。また、既存の瓦礫類破碎施設は屋外にあります。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

産業廃棄物である廃プラスチック類は、処理前保管場所へ運び込まれ、破碎機で破碎されます。

また、瓦礫類については、瓦礫類保管施設へ運び込まれ、破碎機で破碎されます。

処理後は、保管場所に保管され、リサイクルできるものは出荷し、リサイクルできないものは他の処理施設で処分する計画となっております。

緑地は、敷地内の緑色で塗られている部分になります。

最後に7ページを御覧ください。

環境関係法令につきましては、騒音及び振動について規制基準への適合が求められ、それぞれ基準に適合した計画となっており、環境に対する影響については支障ないと考えます。

スクリーンを御覧ください。付近建築用途現況図です。

100メートル、200メートルの範囲には、事務所のみの建築となっており、付近には学校、病院等はありません。なお、臨港地区に指定されているため、学校、病院等の立地が制限されている地域となっております。

近隣の事業者等へ事業内容を説明したところ、特に反対意見はありませんでした。

説明は以上でございます。御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

会 長 　ただいま第12号議案の説明が終わりましたので、何か御質問、御意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、早速採決に入りたいと思います。

第12号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

（ 挙 手 全 員 ）

会 長 　ありがとうございました。全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第12号議案を原案どおり可決することに決定します。

以上をもちまして、予定された議案の審議は全て終了いたしました。

何かそれ以外に御発言等がありますでしょうか。どうぞ。

委 員 　1点お願いなのですが、私たち県議会から選出されている委員が8名いるのですが、おととい県議会が閉会をいたしました。中1日空けて都市計画審議会という日程なのです。

今回議案をいただいたのは6月17日に開会した以降なのです。ですから、現地に調査に行くだとかというのにも必要になってくるし、そういうゆとりすらなかった日程だったということで、こんな日程は初めてではないかと思うのですけれども、もちろん事務局ではそういう日程を全部掌握していると思いますので、会長のほうで、審議会の設定についてぜひ御配慮をいただければということで、一言お願いをさせていただきます。

以上です。

会 長 どうもありがとうございました。

今回は特にオリンピック・パラリンピック開催等、会場確保の関係等もあってこのような日程になったということではありますが、今の御意見も十分踏まえて、議会日程に配慮した日程を決めるようにしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

以上でこちらは終わりますので、後は司会のほうでよろしく願いします。

9. 閉 会

司 会 それでは、これで第194回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。本日は熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

— 以上 —